

平成17年（行ウ）第157号、184号乃至第191号 国籍確認請求事件

2006年2月22日

証 拠 説 明 書

原 告

外8名

被 告 国

東京地方裁判所 民事第38部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 近 藤 博 徳

弁 護 士 張 學 鍊

弁 護 士 金 竜 介

弁 護 士 西 田 美 樹

弁 護 士 濱 野 泰 嘉

弁 護 士 細 田 は づ き

弁 護 士 山 口 元 一

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲2	改正国籍法・戸 写し	昭和60年2	法務省民事	国籍法3条の立法理由は、出生時に

	籍法の解説		月 1 日	局内法務研究 会編	日本国民の嫡出子である子との均衡を図ること及び日本国民父の準正子は、父母の婚姻によって嫡出子たる地位を取得したことにより、日本国民の正常な家族関係に包摂され、これにより我が国との真実の結合関係があることが明らかとなったものであること、国籍法3条は血統主義の補完という趣旨によるものであること
甲 3	逐条註解国籍法	写し	平成15年10 月30日	木棚照一	最近の国際人権規約や子どもの権利条約などでも嫡出子と非嫡出子の平等化がうたわれていること、各国の国内法をみても嫡出子と非嫡出子の平等化の方向に動いていること、胎児認知のあった場合には、準正があったかどうか、日本国民の家族に包摂されているかどうか、日本社会との真実の結合関係があるかどうかを問わず、出生によって日本国籍を取得することができること、国籍法3条は血統主義の補完という趣旨を徹底して、出生後に認知された子にも準正子と同様に届出による国籍取得を認めた方が均衡がとれたといえること
甲 4	「国籍法の改正」 法学セミナー	写し	昭和59年11 月1日	木棚照一	近時、非嫡出子と嫡出子の平等化への世界的な傾向も明らかになって

					きていること、胎児認知のあった場合には、準正があったかどうか、日本国民の家族関係に包摂されるかどうかを問わず、出生により日本国籍を取得できるものとしていること、国籍法3条は血統主義の補完という趣旨を徹底して、出生後に認知された子にも準正子と同様に届出による国籍取得を認めた方が均衡がとれたといえること
甲5	「人権としての国籍」自由と正義	写し	平成8年1月1日	奥田安弘	嫡出子と非嫡出子の差別を可能な限り撤廃することは、諸国の立法の動向に現れており、それは国籍法にもあてはまること、胎児認知は、子どもが生まれる前に、父親が死亡するおそれがある場合や、父母が内縁関係を解消する場合など、出生後の認知が困難な場合を救済するために設けられた制度であり、「父子関係の実際」とは無関係であること、胎児認知が行われるケースでは、むしろ子の出生後に「父子関係の実際」が無くなることが予想されていること
甲6	「認知による国籍取得に関する比較法的考察」 国際法外交雑誌	写し	平成7年8月30日	奥田安弘	ドイツでは、1993年改正により認知による生来的国籍取得が認められたが、その改正理由は、嫡出子と非嫡出子の差別の撤廃にあったこと、

					すでに認知による国籍取得を認めていた国々でも、引き続き嫡出子と非嫡出子の差別を最小限度にする努力が行われていること、わが国民法は、伝統的に認知制度を認めてきたのであるから、国籍法上も、認知による国籍取得を認める方が自然であったこと、
甲 7	「国籍法における婚外子差別の検討」ジュリスト	写し	平成 7 年 11 月 1 日	二宮周平	民法の規定で婚外子の扱いと婚内子の扱いが違うことを根拠に、結合関係、生活の同一性が希薄だとするのは、現実の生活実態を見過ごすものであること、婚外子の認知による日本国籍の取得を否定する合理的な根拠は存在しないこと、出生後に認知された子に届出によって日本国籍取得を認めないことは憲法 14 条、子どもの権利条約 2 条に違反すること
甲 8	「日本国籍の取得をめぐる諸問題」ジュリスト	写し	平成 8 年 11 月 15 日	佐野寛	民法においても非嫡出子の平等化が図られようとしている現在、民法上の取扱いの相違を理由に認知の場合と準正の場合とを区別する合理的理由がないこと、非嫡出子を「正常でない家族関係下における子」として、一般的に親子の実質的結合関係が希薄であるとする点には疑問があること、血統主義の補完として、日本国籍の簡易な取得方

					法を認める場合に、準正された子と認知された子とを区別する合理的理由はないこと、出生後に認知された子に届出によって日本国籍取得を認めないことは子どもの権利条約2条に違反すること
甲 9	国籍法（第3版）	写し	平成9年7月30日	江川英文など	わが国籍法上、血統主義の趣旨を徹底し、認知された子にも準正子と同様に一定の要件のもとに日本国籍の取得を認めることが望ましいこと、出生後に認知された子に届出によって日本国籍取得を認めないことは憲法24条2項に違反すること
甲 1 0	「家族と国籍」 日本と国際法の 100年	写し	平成13年10月20日	国友明彦	出生後に認知された子に届出によって日本国籍取得を認めないことは憲法14条に違反すること
甲 1 1	「涉外父子関係 の成立と国籍取 得について」撰 南法学	写し	平成8年2月29日	小山昇	出生後に認知された子においても、届出により日本国籍取得を認めるべきであること
甲 1 2	「親子関係と国 籍」自由と正義	写し	昭和56年10月1日	田中康久	認知による国籍取得に否定的な見解
甲 1 3	「国籍法におけ	写し	平成9年3	二宮周平	出生後に認知された子においても、

	る婚外子の平等 処遇」立命館法 学		月20日		届出により日本国籍取得を認める べきであること
甲14	朝日新聞199 6年11月19 日広島版朝刊	写し	平成8年11 月19日	朝日新聞社	口頭による認知届を国が認めた事 実
甲15	準正事例①乃至 ⑥	原本		弁護士近藤 博徳	民間NGO団体「JFCを支えるネ ットワーク」が相談を受け扱った準 正事例。準正が成立する事案にも様 々なケースがあり、日本人父と子の 間に生活の一体性がないケースも 存在すること。
甲16	調停申立書	写し	2005年12月 19日	弁護士近藤 博徳	日本人父とこの間に生活の一体性 がないにもかかわらず準正が成立 し国籍取得が可能となる事案
甲17	婚外子認知事例 ①乃至③	原本		弁護士近藤 博徳	民間NGO団体「JFCを支えるネ ットワーク」が相談を受け扱った婚 外子認知の事例。非嫡出子とその父 の関係が多様である事実
甲18	改正国籍法・戸 籍法の解説（抜 粋）	写し	昭和60年2 月1日	法務省民事 局内法務研 究会編	国籍法改正に関する昭和53年4 月3日衆議院法務委員会における 質疑の内容
甲19	署名	原本			原告らの国籍取得を求める署名が 多数寄せられた事実。署名数は個人 2423人、団体9、合計2432

					件である。
甲へー 3の1	審判書	写し	平成14年6 月4日	水戸家庭裁 判所土浦支 部	原告■■■■と父である■■■■の間 に23条審判による認知が成立し た事実
甲へー 3の2	更正審判書	写し	平成14年8 月2日	水戸家庭裁 判所土浦支 部	審判書の申立人法定代理人の表示 を更正した事実
甲リー 3	審判書	写し	平成12年10 月23日	東京家庭裁 判所	原告■■■■と父である■■■■の 間に23条審判による認知が成立 した事実